

優良住宅部品認定基準「シャワールームユニット」を制定しました

2025年4月21日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（以下「BL 認定基準」という。）「シャワールームユニット」を新規に制定し、2025 年 4 月 21 日付で公表・施行しました。

「住宅の良好な温熱環境の実現に資する住宅部品研究会 浴室ユニットワーキング（2020.9～2021.3）」において、良好な温熱環境を実現するための水回りの新たな住宅部品開発のアイデアを取りまとめた中で、浴室内での溺水事故を防止するためのアイデアとして、浴槽を使用しない入浴方法が考えられることが提案されたことから、新規に BL 認定基準「シャワールームユニット」を制定しました。

浴室ユニットは、BL 認定基準「浴室ユニット」や JIS A 4416「住宅用浴室ユニット」の基準がありますが、シャワールームユニットについては明確な基準等がなく、市場の製品ラインナップでは、住宅の押入れを改修して設置するシャワーユニットから車イスでの介護を対象とした介護施設向けの製品まで様々であるため、今回の BL 認定基準においては、現在市場で多く供給されている、標準的なシャワールームユニットの基準を制定しました。

今後、長寿社会対応シャワールームユニットの要件追加と、シャワールームユニットとの整合を図るため、BL 認定基準「浴室ユニット」見直しを合わせて行う予定としています。

今回の制定に合わせ、『優良住宅部品（BL 部品）ガイドブック』も更新しましたので、ぜひご活用ください。

(<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index.html>)

**1 BL 認定基準「シャワールームユニット」の新規制定****1) 新規制定の背景**

「住宅の良好な温熱環境の実現に資する住宅部品研究会 浴室ユニットワーキング（2020.9～2021.3）」において、良好な温熱環境を実現するための水回りの新たな住宅部品開発のアイデアを取りまとめた中で、浴室内での溺水事故を防止するためのアイデアとして、浴槽を使用しない入浴方法が考えられることが提案されたことから、新規に BL 認定基準「シャワールームユニット」を制定しました。

2) 認定基準制定のポイント

本認定基準の主な制定のポイントは、下記のとおりです。

① 適用範囲について

新築、改修用を認定の対象とし、設置可能な用途は、住宅のほか、現在シャワールームユニットとして供給の多い、宿泊施設、福祉・介護施設、病院、集会場、事務所、運動施設、店舗としています。

② 用語の定義について

ユニット内寸法、ユニット外寸法、設置必要寸法、腰掛、ハンドシャワー、固定式シャワー、シャワースライドバー、手すり兼用シャワースライドバーの用語を定義しました。

③ シャワールームユニットの構成について

ヘアキャッチャーを必須構成部品とし、シャワーヘッド及び給水栓はセットフリー部品としています。シャワースライドバー及び腰掛は選択構成部品としています。給水栓のうち、湯水混合水栓については、サーモスタットを必須としています。

④ 材料について

配水管の例示仕様に JIS K 6741:2016（硬質ポリ塩化ビニル管）に定める V U 及び、JIS K 9798:2006（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管）に定める R F-V P を設定しています。

⑤ 寸法について

シャワールームユニットに適用するユニット内寸法は、間口及び奥行が 700 mm～1800 mm としています。

⑥ 各接合部等の耐湿性及び点検口の蒸気漏れについて

BL 認定基準「浴室ユニット」では、JIS A 4416:2005（住宅用浴室ユニット）の 8.2「耐湿試験」を引用していますが、浴槽を用いた試験方法のため、シャワールームユニットでは浴槽を用いない試験方法を新たに設定しました。

⑦ 壁のたわみ、手すり等の耐水平・鉛直荷重について

BL 認定基準「浴室ユニット」では、「手すり、手すり取付部及び壁パネルの耐水平・鉛直荷重」とし、BL 認定基準「歩行・動作補助手すり」の動作補助手すりの水平・鉛直荷重試験を設定していますが、試験を実施しやすいよう、シャワールームユニットでは、手すり単体と壁パネルを分けた試験方法としました。

⑧ 腰掛の耐荷重について

シャワールームユニットに腰掛を設置する場合は、腰掛の耐荷重試験を行い、使用上支障のある変形、ひび割れ、破損等が生じないことを要求しています。

⑨ 床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）について

床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）については、BL 認定基準「洗面化粧ユニット」を参考に、ヘアキャッチャーの性能試験を設定し、80%以上の捕集率を要求しています。

⑩ 適切な品質保証の実施について

無償修理保証の対象及び期間は、防水機能の瑕疵は 5 年、それ以外の部分又は機能は 2 年としています。

⑪ 適切な施工の担保について

手すり等の設置可能範囲及び補強位置を設計図書に記載することとしています。

⑫ 適切な施工方法・納まり等の確保について

施工上の留意事項等として、給水栓の取付条件及び注意事項を施工要領書等に記載することとしています。

⑬ 基本性能に関する情報提供について

設置必要寸法（間口×奥行×高さ）、シャワーの性能（節湯の有無を含む）、腰掛の耐荷重（腰掛を設置する場合）について、カタログその他の図書又はホームページにより情報提供することとしています。

以 上